

秋 田 市 公 報

あきた

第1205号 号外

令和7年04月10日

秋田市山王一丁目1番1号
発行所 秋田市総務部文書法制課
電話 018-888-5427

目次

監査公表

監査公表

監査委員事務局

監査公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項および第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和7年3月28日

秋田市監査委員	鶴	田	嘉	裕
秋田市監査委員	高	井	宏	司
秋田市監査委員	安	井	誠	悦
秋田市監査委員	三	浦		清

第1 監査の期間および場所

令和6年4月4日から令和7年2月7日まで
(於：本庁および出先機関)

第2 監査の対象とした事項および着眼点

財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理を監査の対象とした。
また、次の項目を主な着眼点として実施した。

- 1 部局および課所室において事務のチェック体制が整備され、有効に機能しているかの確認
- 2 前回の定期監査で指摘した事項および指摘には至らなかったものの改善・検討を要するとした事項の是正状況等の確認

第3 監査の対象部局および年度

観光文化スポーツ部、秋田市保健所、上下水道局、教育委員会および選挙管理委員会については令和5年度を、総務部、企画財政部、市民生活部、福祉保健部、子ども未来部、環境部、産業振興部、建設部、都市整備部、会計課、固定資産評価審査委員会および消防については令和6年度を監査の対象とした。

なお、令和6年度を監査の対象とした部局であっても、必要に応じて令和5年度について監査を実施した。

第4 監査項目

- 1 収入事務
- 2 支出事務
- 3 契約事務
- 4 財産管理事務
- 5 経営管理
- 6 事務管理

第5 監査の主な実施内容

秋田市監査基準に準拠し、監査対象部局から提出された監査資料に基づき、諸帳簿等関係書類を抽出調査するとともに、関係職員に対する質問、現物検証や現場検証等によって直接検証する実査などの方法により実施した。

第6 監査の結果

各部局における監査の結果は以下のとおりである。

なお、その他の軽微な事項については記載を省略した。

◎ 総務部 執行日 令和6年12月26日

主な事務分掌

- (1) 議会に関すること。
- (2) 情報公開に関すること。
- (3) 職員に関すること。
- (4) 防災に関すること。
- (5) 契約に関すること。
- (6) 財産管理に関すること。
- (7) 工事の検査に関すること。

監査の結果

おおむね適正であると認めた。

◎ 企画財政部 執行日 令和6年11月29日

主な事務分掌

- (1) 総合企画および調整に関すること。
- (2) 国際交流に関すること。
- (3) 予算その他の財務に関すること。
- (4) 電子計算処理に関すること。
- (5) 調査統計に関すること。
- (6) 広報に関すること。
- (7) 広聴に関すること。
- (8) 税に関すること。

監査の結果

おおむね適正であると認めた。

◎ 観光文化スポーツ部 執行日 令和6年5月31日

主な事務分掌

- (1) 観光に関すること。
- (2) 文化に関すること。
- (3) スポーツに関すること。
- (4) 動物園に関すること。

監査の結果

おおむね適正であると認めた。

◎ 市民生活部 執行日 令和6年11月29日

主な事務分掌

- (1) 市民生活、計量および環境衛生に関すること。
- (2) 地域振興に関すること。
- (3) 市民協働に関すること。
- (4) 戸籍および住民登録に関すること。
- (5) 社会保障に関すること。
- (6) 市民サービスセンターに関すること。

監査の結果

(1) 収入事務

行政財産使用許可に係る使用料について、調定通知書の起票および請求漏れが見られたことから、チェック体制の強化を図り、適正な債権管理に努められたい。（東部市民サービスセンター）

◎ 福祉保健部 執行日 令和7年1月31日

主な事務分掌

- (1) 社会福祉に関すること。
- (2) と畜ならびに食鳥処理の事業の規制および食鳥検査に関すること。

監査の結果

おおむね適正であると認めた。

◎ 秋田市保健所 執行日 令和6年5月31日

主な事務分掌

- (1) 保健衛生に関すること。

監査の結果

おおむね適正であると認めた。

◎ 子ども未来部 執行日 令和7年2月7日

主な事務分掌

- (1) 子どもの育成および子育て支援に関すること。

監査の結果

- (1) 事務管理

会計年度任用職員の年次有給休暇について、付与日数を誤った結果、給与の返納が生じた事例が見られたことから、チェック体制の強化を図り、適正な事務管理に努められたい。(子ども健康課)

◎ 環境部 執行日 令和6年10月30日

主な事務分掌

- (1) 環境保全に関すること。
- (2) 廃棄物の処理および再利用に関すること。

監査の結果

おおむね適正であると認めた。

◎ 産業振興部 執行日 令和6年12月26日

主な事務分掌

- (1) 商業に関すること。
- (2) 工業に関すること。
- (3) 労働に関すること。
- (4) 港湾に関すること。
- (5) 農林水産業に関すること。

監査の結果

おおむね適正であると認めた。

◎ 建設部 執行日 令和6年10月30日

主な事務分掌

- (1) 土木に関すること。
- (2) 建築および営繕に関すること。
- (3) 河川に関すること。
- (4) 公園および緑化に関すること。

監査の結果

おおむね適正であると認めた。

◎ 都市整備部 執行日 令和7年1月31日

主な事務分掌

- (1) 都市計画に関すること。
- (2) 交通政策に関すること。
- (3) 建築指導に関すること。
- (4) 住宅整備に関すること。
- (5) 市街地整備に関すること。

監査の結果

(1) 財産管理事務

ア 土崎港南および保戸野地内の土地を地権者から借り入れ、そのうちの宅地部分を居住者に転貸しているが、転貸に係る貸付収入よりも、借入れに係る支出が大きい状態にあり、一部改善が図られたものの、その解消に向けて地権者との交渉を継続するとともに、早期に対応方針を定められたい。
(住宅政策課)

イ 市営住宅に放置されている退去者の残置物について、その解消が徐々に図られつつあるものの、市有財産の適正管理の観点から、早期解決に努められたい。(住宅政策課)

◎ 会計課 執行日 令和7年2月7日

主な事務分掌

- (1) 現金、有価証券および物品の出納および保管に関すること。
- (2) 調定の審査に関すること。
- (3) 支出負担行為の確認に関すること。
- (4) 決算の調製に関すること。

監査の結果

おおむね適正であると認めた。

◎ 上下水道局 執行日 令和6年6月28日

主な事務分掌

- (1) 事業の基本計画の策定および推進に関すること。
- (2) 水道料金、下水道使用料、農業集落排水施設使用料および個別排水処理施設使用料の調定に関すること。
- (3) 下水道の使用料の適正化に係る調査に関すること。
- (4) 給水装置工事に関すること。
- (5) 排水設備工事（農業集落排水施設および個別排水処理施設に係るものを含む。）に関すること。
- (6) 配水量、水圧、水質の管理に関すること。
- (7) 水道基幹施設の整備更新に関すること。
- (8) 下水道施設（農業集落排水施設および個別排水処理施設を含む。）の整備に関すること。
- (9) 浄水場、配水場等の維持管理、改良および運転操作に関すること。
- (10) 原水、浄水、給水栓水、排水等の水質検査・試験に関すること。
- (11) 公共下水道および地域下水道に係る処理場ならびに下水ポンプ場等の維持管理に関すること。
- (12) 仁井田浄水場の更新に関すること。

監査の結果

おおむね適正であると認めた。

◎ 教育委員会 執行日 令和6年6月28日

主な事務分掌

- (1) 教育委員会の会議に関すること。
- (2) 学校の設置、廃止、統合および管理に関すること。
- (3) 学校経営の指導助言に関すること。
- (4) 生涯学習の推進に関する企画、立案および調査研究に関すること。

監査の結果

(1) 契約事務

随意契約の手續において、本来予定価格調書を作成する必要があるにもかかわらず、作成していない事例が見られたことから、再発防止策を講じ、適正な事務執行に努められたい。（秋田商業高等学校）

◎ 選挙管理委員会 執行日 令和6年5月31日

主な事務分掌

- (1) 委員の身分および資格得失ならびに報酬および費用弁償に関すること。
- (2) 選挙人名簿の調製に関すること。

監査の結果

おおむね適正であると認めた。

◎ 固定資産評価審査委員会 執行日 令和6年11月29日

主な事務分掌

- (1) 固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服の審査決定に関すること。

監査の結果

おおむね適正であると認めた。

◎ 消防 執行日 令和6年12月26日

主な事務分掌

- (1) 組織および運営に関すること。
- (2) 消防計画に関すること。
- (3) 救急医療機関との連絡調整に関すること。
- (4) 予防広報に関すること。
- (5) 火災、救急その他の災害の通報の受信および出動指令に関すること。
- (6) 救助に関すること。

監査の結果

おおむね適正であると認めた。